

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 福島県議会定例会を招集する件
- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の規定による公表の方法を定めた件
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により指定区域を指定する件
- 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件
- 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件
- 土地収用法により収用又は使用の手続を開始した件
- 堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立した件
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件
- 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件
- 肥料の登録の有効期間を更新した件
- 落札者を決定した件
- 福島県教育委員会
- 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

告 示

福島県告示第六十六号
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第一項の規定により、福島県議会定例会を令和七年二月十四日福島市に招集する。
 令和七年一月三十一日

福島県知事 内堀雅雄
(総務課)

福島県告示第六十七号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第三十四号。以下「施行令」という。）第五条第一項及び第五項並びに第七条第一項から第三項までの規定による公表の方法を次のとおり定める。
 なお、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の規定による公表の方法を定めた件（平成十三年福島県告示第三百五十九号）は廃止する。
 令和七年一月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 インターネットを利用して閲覧に供する方法

福島県公式ウェブサイト (<https://www.pref.fukushima.lg.jp/>) において公表する。

二 閲覧所を設けて閲覧に供する方法

- (一) 本庁機関が発注する工事にあつては、発注する業務を担当する課が設置する閲覧所において公表する。
- (二) 出先機関が発注する工事にあつては、当該機関が設置する閲覧所において公表する。

(入札監理課)

福島県告示第六十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、同項の指定区域として次の区域を指定する。この指定に係る関係図面は、福島県相双地方振興局県民環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。
 令和七年一月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定する区域

南相馬市小高区上浦字延命迫三百二十番一

二 指定する区域の埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第一号に規定する埋立地

(産業廃棄物課)

福島県告示第六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当さ

せる機関を次のとおり指定した。
令和七年一月三十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

名 称	所 在 地	指定年月日
長峯歯科医院	会津若松市住吉町三二二一九	令和六年一月一三日

(社会福祉課)

福島県告示第七十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。
令和七年一月三十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

名 称	所 在 地	廃止年月日
白河那須総合クリニック	白河市高山一番地三	令和六年一月三十一日
山田あつし歯科医院	喜多方市字西四ツ谷九七一	同日
あんず薬局	喜多方市字一丁目四五六九番地三	同年一月三十一日

(社会福祉課)

福島県告示第七十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年一月三十一日から同年二月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年一月三十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
 - 1 駐車場の位置及び構造等
 - 2 周辺市道からの出入口において改良工事等を行う場合は、道路法第二十四条の道路工事施行承認申請を行うこと。
 - 3 廃棄物の排出を可能な限り抑制し、かつ適切なりサイクルを推進すること。
 - 4 防犯対策への協力
 - 5 防犯対策への協力
 - 6 事業者及び土地所有者等は、「郡山市安全で安心なまちづくり条例」の基本理念を理解し、地域社会の一員として犯罪の防止に配慮した環境と必要な措置を講じるように努め、市の防犯対策に協力すること。
 - 7 騒音の発生に係る事項
 - 8 当該事業場については、平成十一年一月二十二日付けで株式会社ビッグ東北から騒音規制法第六条第一項及び振動規制法第六条第一項に基づく特定施設の設置届出が提出されており、当該届出内容に変更が生じる場合は工事開始日の三十日前までに届け出る必要がある。
 - 9 廃棄物の処理等に係る事項
 - (一) 工事期間中及び生産活動に伴い発生する廃棄物の処理に関しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに関係法令を遵守の上、対応すること。
 - (二) 郡山市産業廃棄物処理指導要綱第十九条に該当する工事を行う場合は、産業廃棄物が工事により発生する日の十日前までに、当該工事に伴って生じる産業廃棄物の処理方法等について、市長に届け出ること。
 - (三) 街並みづくり等への配慮等
 - (四) 敷地内における全ての屋外広告物の表示面積合計が十五平方メートルを超える場合は、屋外広告物許可申請が必要になる。
 - (五) 屋外広告物の許可を得るためには、市が定める許可基準を満たす必要がある。特に壁面利用広告については、同一壁面の広告表示面積が壁面の二分の一以下かつ五十平方メートルを超えることはできない。
 - (六) 次に挙げる行為のいずれかを行う場合は、郡山市景観づくり条例に基づく大規模行為の届出が必要になる。また、※に該当する場合は、事前協議が必要になる。
 - ア 面積が三千平方メートル若しくは高さ五メートルかつ長さ十メートルを超える法面が生じるような土地の区画形質の変更。
 - イ 高さが十三メートルを超える若しくは表示面積が十五平方メートルを超える広告物の設置。
 - ウ 建築物の高さが十三メートルを超えるまたは建築面積が千平方メートルを超えるもの

7 その他

※ 建築物の高さが三十一メートルを超えるまたは延べ面積が一萬五千平方メートルを超えるもの

- 店舗敷地は市街化区域内にあり、面積が二平方メートル以上。店舗敷地について所有権の移転を伴う土地取引を行う場合、国土利用計画法第二十三条第一項の規定により、権利取得者（売買の場合は買主）は、届出書（土地売買等届出書）に必要な書類を添付し、契約を結んだ日から二週間以内に土地の所在する市町村長を経由して県知事あてに届出をする必要がある。
- 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

（商業まちづくり課）

福島県告示第七十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十四条の規定により、令和六年二月二十九日付け東北地方整備局告示第二十四号で収用又は使用の手続が保留された起業地について、次のとおり収用又は使用の手続の開始をする旨起業者福島県から申立てがあった。

令和七年一月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 事業の種類

- 一 県道会津若松三島線改築工事（阿賀川新橋梁工区・福島県会津若松市神指町大字高瀬字高瀬地内から同市神指町大字高瀬字大田地内まで）及びこれに伴う市道付替工事
- 二 収用の手続を開始する起業地
- 三 会津若松市神指町大字高瀬字高瀬及びび字大田並びに神指町高瀬地内使用の手続を開始する起業地
- 四 会津若松市神指町大字高瀬字高瀬及びび字大田並びに神指町高瀬地内収用又は使用の手続を開始される土地を表示する図面の縦覧場所

（土木総務課用地室）

福島県告示第七十三号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と農道との兼用工作物の管理の方法について協議が成立した。その関係図書は、福島県土木部河川計画課及び福島県南建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和七年一月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 河川の名称

一級河川阿武隈川水系阿武隈川

二 河川管理施設の名称又は種類

左岸堤防

三 河川管理施設の位置

西白河郡中島村大字中島字宮前百一番一地从先から西白河郡中島村大字中島字宮前百番一地从先まで

四 管理を行う者の氏名及び住所

農道管理者 中島村長 加藤 幸一

五 管理の内容

- 1 農道専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、農道の附属物その他のもつぱら農道の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（農道の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- 2 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一メートルまでの範囲内にあるものについての維持
- 3 原則として農道専用施設に係る災害復旧

六 管理の期間

令和六年十二月十九日から農道の存続する日まで

（河川計画課）

福島県告示第七十四号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立した。その関係図書は、福島県土木部河川計画課及び福島県南建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和七年一月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 河川の名称

一級河川阿武隈川水系泉川

二 河川管理施設の名称又は種類

左岸堤防

三 河川管理施設の位置

白河市小田川館ノ前三十二番一地从先から白河市小田川九十五番地先まで

四 管理を行う者の氏名及び住所

道路管理者 白河市長 鈴木 和夫 白河市八幡小路七番地一

五 管理の内容

1 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもつぱら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の

- 2 附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
 - 3 路肩に接する法面で、当該路肩から法長メートルまでの範囲内にあるものについての維持
 - 4 原則として道路専用施設に係る災害復旧
 - 5 1、2及び3に掲げるもののほか、道路法（昭和二十七年法律第八十号）又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理（道路専用施設以外の部分に係る同法第二十二條第一項又は第五十八條第一項の規定による権限の行使を除く。）管理の期間
- 令和七年一月十日から道路の存続する日まで

（河川計画課）

福島県告示第七十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項及び第九條第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和七年一月三十一日

一 土砂災害警戒区域

福島県知事 内堀雅雄

区域名	区	域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
日向町	田村郡三春町	日向町	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
住吉2号	同郡同町	大字南成田字住吉	急傾斜地の崩壊	
五郎内	同郡同町	大字狐田字五郎内	急傾斜地の崩壊	

二 土砂災害特別警戒区域

区域名	区	域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃
日向町	田村郡三春町	日向町	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

住吉2号	同郡同町	大字南成田字住吉	急傾斜地の崩壊
五郎内	同郡同町	大字狐田字五郎内	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

（砂防課）

福島県告示第七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三條第一項の規定により、都市計画法に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

令和七年一月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称 大熊町
 - 二 都市計画法の種類の名称 富岡都市計画一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業 下野上地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設
 - 三 事業認可の年月日 令和二年七月三日
 - 四 事業施行期間 令和二年七月三日から令和九年三月三十一日まで
 - 五 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 なし
- （まちづくり推進課）

公告

公告第二十六号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二條第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。

令和七年一月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

登録番号 (福島県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)		その他の規格	氏名又は名称	住所	更新した登録の有効期限
			窒素全量	りん酸全量				

825	混合有機質肥料	福島ぼかし1号	6.0	2.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	片倉コープ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号	令和10年2月18日
-----	---------	---------	-----	-----	--------------------------------------	-----------	--------------------	------------

(農業総合センター)

公告第27号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和7年1月31日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 - (1) 凍結防止剤散布車1（湿潤式） 1台
 - (2) 凍結防止剤散布車2（乾式） 2台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和6年12月23日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 1の(1)に掲げる物品等 コマツ福島株式会社 福島県郡山市字下亀田16番地3
 - (2) 1の(2)に掲げる物品等 会津自動車工業株式会社 福島県会津若松市一箕町大字亀賀字郷之原224番地
- 5 落札金額
 - (1) 1の(1)に掲げる物品等 55,000,000円
 - (2) 1の(2)に掲げる物品等 58,300,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和6年11月8日

(入札用度課)

福島県教育委員会

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年一月三十一日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第一号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

(教育職員の免許状に関する規則の一部改正)

第一条 教育職員の免許状に関する規則(昭和五十年福島県教育委員会規則第二号)の

一部を次のように改正する。

附則第五項中「十年」を「十五年」に改める。

第一号様式、第一号の二様式及び第二号様式(表)を次のように改める。

第1号様式(第3条—第5条関係)

		經由機関			
		番号		※	
教育職員免許状授与願					
年 月 日					
福島県教育委員会					
氏 名					
現住所					
連絡先					
次の教育職員免許状の授与を受けたいので、別紙関係書類を添えて出願します。					
なお、私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までの規定に該当しないことを誓約します。					
1 免許状の種類					
2 教科名					
3 教育職員免許状保有の有無 有・無					
4 履歴事項					
(ふりがな) 氏 名				生年 月 日	
本 籍 地					
学	在 学 期 間	学 校 名	学 部 科 名	修 業 年 数	卒 業 ・ 修 了 の 別
	年 月 日から 年 月 日まで				
歴	年 月 日から 年 月 日まで				
	年 月 日から 年 月 日まで				
職	年 月 日から 年 月 日まで				
	年 月 日から 年 月 日まで				

注 教育職員免許法第5条第1項(抄)

(3) 禁錮以上の刑に処せられた者

(4) 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

(5) 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げ処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

(6) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

収 福
入 島
証 県
紙 県

第1号の2様式(第5条の2関係)

	經由機関				
	番 号	※			
特別支援学校の免許状への新教育領域の追加の定め of 申出書 年 月 日					
福島県教育委員会					
氏 名 現住所 連絡先					
次の教育職員免許状への新教育領域の追加の定めを受けたいので、別紙関係書類を添えて申し出ます。 なお、私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までの規定に該当しないことを誓約します。					
1 免許状の種類					
2 追加する新教育領域名					
3 履歴事項					
	(ふりがな) 氏 名	生年 月 日 年 月 日生			
	本 籍 地				
学 歴	在 学 期 間	学 校 名	学 部 科 名	修 業 年 数	卒 業 ・ 修 了 の 別
	年 月 日から 年 月 日まで				
	年 月 日から 年 月 日まで				
	年 月 日から 年 月 日まで				
	年 月 日から 年 月 日まで				
職 歴	年 月 日から 年 月 日まで				
	年 月 日から 年 月 日まで				

注 教育職員免許法第5条第1項(抄)

(3) 禁錮以上の刑に処せられた者

(4) 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

(5) 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

(6) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

収 入 証 紙

福 島 県

第2号様式(第6条—第10条、第12条—第14条、第19条、附則第5項関係)

(表)

履 歴 書						
ふりがな				生 年	年 月 日生 歳	
氏 名				月 日		
本 籍 地						
現 住 所						
免 許 状	新旧の別		種 類	教 科	番 号	授 与 権 者
	旧 令 に よ る も の	年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
	免 許 法 等 に よ る も の	年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
学 業	在 学 期 間	学 校 名	部 科 名	修 業 年 数	卒 業 ・ 修 了 ・ 中 退 の 別	
	年 月 日 から 年 月 日 まで					
	年 月 日 から 年 月 日 まで					
	年 月 日 から 年 月 日 まで					
	年 月 日 から 年 月 日 まで					
	年 月 日 から 年 月 日 まで					

第八号様式中

性別
男・女

を

に改める。

第九号様式中

性別
男・女

を

に改める。

第九号の二様式中

性別
男・女

を

に改める。

第十四号様式中

性別
男・女

を

に改め

る。

第二条 教育職員の免許状に関する規則の一部を次のように改正する。

第一号様式、第一号の二様式及び第七号様式中「~~性別~~」を「~~性別~~」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和七年六月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の教育職員の免許状に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づき提出されている書類は、それぞれ改正後の規則の規定に基づいて提出された書類とみなす。

3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（義務教育課）